

## 千葉県労働委員会だより

－公正・中立な立場で、労使トラブルの早期解決をお手伝いします－

### 「個別的労使紛争のあっせん」について

使用者と個々の労働者との間で生じた、労働条件をめぐる紛争について、話し合いによる解決が困難な場合に労働委員会（あっせん員）が労使の間に立ち、双方の主張を確かめ、公正・中立な立場から解決の糸口を見つけ出し、歩み寄りを促す制度です。

県内の事業所に雇用され、または雇用されていた労働者個人及び使用者のどちらからでも申請できます。

#### <トラブルの内容>

配置転換、パワーハラスメント、解雇、懲戒免職など労使関係に関するものが対象です。

- 例）・社員にやむを得ぬ事情で配置転換命令を出したが、理由なく拒絶されている。  
・業務上の指導をしたら、パワーハラスメントを受けたと主張されている。

#### <あっせんの進め方>

- ・紛争の相手方に出席してもらい、公益側・労働者側・使用者側各1名ずつのあっせん員が、公正・中立な立場で双方の調整を図り、解決につなげていきます。
- ・あっせんの日時は、当事者双方の都合に配慮して決定します（夕方5時以降も可）。
- ・申請から開催までの期間は1か月程度を目安としています。

#### <あっせんQ&A>

**Q** あっせんの申請に費用はかかりますか？

**A** 使用者の方も労働者の方もどなたでも無料で利用できます。

**Q** トラブルになっていることを公表されたくありません。秘密は守られますか。

**A** あっせんは非公開です。また、あっせん員や事務局職員には法律で定められた守秘義務がありますので、秘密が漏れることはありません。安心してご利用ください。

**Q** あっせん員とは誰ですか？

**A** 千葉県労働委員会あっせん員候補者名簿に掲載されている公益委員（弁護士、大学教授など）、労働者委員（労働組合役員など）、使用者委員（企業経営者、経営者団体役員など）、千葉県労働委員会事務局職員から、労働委員会会長が指名します。

千葉県労働委員会事務局 〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1（県庁南庁舎7階）

電話：043-223-3735

千葉県労働委員会

検索

※手続の流れ、申請書の様式等は、ホームページでご確認ください。